議案第66号

山都町短期滞在施設条例の一部改正について

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年9月2日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

清和地区の建物について、本町への移住希望者等が使用する山都町 短期滞在施設として新たに追加し、当施設を管理・運営するため、山 都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例

山都町短期滞在施設条例(平成25年山都町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表清和地区の表1号棟の項の次に次のように加える。

2 号棟 井無田1157番地2 46.29 木造平屋建 月額13,600	
--------------------------------------	--

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町短期滞在施設条例(平成25年条例第16号)新旧対照表

現行					改正後 (案)						
	2条、第9条関係) 引地区						2条、第9条関係) 引地区				
名称	所在地	面積 (m²)	構造	使月	月料(円)	名称	所在地	面積 (m²)	構造	使用	料(円)
1号棟	滝上526番地	82.5	木造平屋建	月額	16,400	1号棟	滝上526番地	82.5	木造平屋建	月額	16,400
3号棟A	JJ	69.0	木造平屋建(3号棟Bの棟続 き)	月額	13,000	3号棟A	JJ	69.0	木造平屋建(3号棟Bの棟続 き)	月額	13,000
3号棟B	"	69.0	木造平屋建(3号棟Aの棟続 き)	月額	13,000	3号棟B	"	69.0	木造平屋建(3号棟Aの棟続 き)	月額	13,000
5号棟	11	75.0	木造二階建	月額	14,400	5号棟	11	75.0	木造二階建	月額	14,400
6号棟A	"	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続 き)	月額	14,400	6号棟A	"	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続 き)	月額	14,400
6号棟B	"	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続 き)	月額	14,400	6号棟B	"	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続 き)	月額	14,400
清和	1地区					清和	1地区				
名称	所在地	面積 (m²)	構造	使月	月料(円)	名称	所在地	面積 (m²)	構造	使用	料(円)
1号棟	米生1090番地1 2	46.37	木造平屋建	月額	22,100	1号棟	米生1090番地1 2	46.37	木造平屋建	月額	22,100
							井無田1157番 地2	46.29	木造平屋建	月額	13,600

矢部地区							
名称	所在地	面積	面積構造		使用料(円)		
		(m ²)					
1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額	15,200		
2号棟	上寺1601番地4	51.05	コンクリートブロック造	月額	5,500		
			平屋建				

大部地区								
名称	所在地	面積	構造	使用料(円)				
		(m ²)						
1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額	15,200			
2号棟	上寺1601番地4	51.05	コンクリートブロック造	月額	5,500			
			平屋建					